

徳島県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、指定一般相談支援事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定一般相談支援事業者		指定一般相談支援事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
社会福祉法人阿南市社会福祉協議会	阿南市富岡町北通三三番地	阿南市社協障がい者相談支援センター	阿南市富岡町北通三三番地	地域移行支援 地域定着支援	令和七年四月一日